

「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」の制定に係る事前意見と対応

No.	資料番号、ページ	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
1	資料 2-2 (7 頁) 資料 2-3 (1 頁) 参考資料 2 (7,9 頁)	○ 「福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」と、参考資料 2 の 7 頁・9 頁にある「福島県地球温暖化対策推進計画」との違いがあまり分らないです。「義務規定なし、あるいは、努力義務・配慮規定としての条例」と、「計画」は、何がどう異なるのでしょうか。条例にすることで、どう改善されるのでしょうか。	○ 参考資料 2 の 7 頁・9 頁は、「福島県地球温暖化対策推進計画」(以下、「県計画」という。)に基づき、緩和策の 6 つの視点及び適応策の 7 つの分野ごとに、令和 5 年度に県が実施している取組を記載したものです。 ○ 県計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)であり、主に県の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。 ○ 今回御審議いただく新たな条例は、県のみならず、県民や事業者などの責務や取組なども明文化するものになります。 ○ 2050 年カーボンニュートラルの目標達成に向けて、新たな条例を制定し広く周知することで、県民一人ひとりの意識変革と主体的な行動を加速化し、オール福島で力強い潮流が生み出されることを期待しております。	沼田委員	環境共生課
2	資料 2-2 (1,2 頁)	○ 県としてカーボンニュートラルを表明している一方で、自治体ではばらつきがある状況ですが、対策を進める際はどのような形式になるのでしょうか。	○ 市町村や関係団体等と連携して取組を進める組織として先月設立した「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」に、市町村部会を設置	石庭委員	環境共生課

No.	資料番号、ページ	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
			<p>し、意見交換・情報共有を密にしながら、連携・実行力を強化していく考えです。</p> <p>○ なお、県内市町村に対しては、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定支援や、計画策定済みの市町村に対しては、市町村が所有する施設の省エネ改修等に要する費用の一部補助などを行っております。</p>		
3	資料 2-2（4 頁）	○ 図にある目標値は、ゼロカーボンシティ表明自治体のみでの目標値でしょうか。	<p>○ 「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」に記載の目標値は、福島県全域での目標値になります。</p> <p>○ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、市町村、事業者等あらゆる主体と連携しながら取り組んでまいります。</p>	石庭委員	環境共生課
4	参考資料 2（9 頁）	○ 最大限の努力をしても 2100 年にはさらに 1.5℃の気温上昇が見込まれています。高山地域等の冷地に生息している生物への影響、南部にしか生息していない生物種の北部への進出等が懸念されますがモニタリングや対策等は計画されないのでしょうか。	<p>○ イノシシやニホンジカなどの有害鳥獣について、糞や痕跡、捕獲場所の情報から生息情報の分析を行うとともに、生息拡大エリアにおける捕獲者の確保・育成、防護柵の設置などに取り組んでおります。</p> <p>○ 希少生物については、令和 5 年度より生息状況調査を行っているところであり、結果を踏まえながら、保護に取り組んでまいります。</p>	石庭委員	自然保護課